

## 処遇改善に係る加算全体のイメージ（令和4年度）※厚生労働省資料より

### ① 介護職員処遇改善加算

■対象：介護職員のみ

■算定要件：以下の通りキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算（I）	加算（II）	加算（III）
キャリアパス要件のうち、 ①+②+③を満たす かつ 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、 ① +②を満たす かつ 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①or②を満たす かつ 職場環境等要件を満たす

〈キャリアパス要件〉

- ① 職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

〈職場環境等要件〉

賃金改善を除く、職場環境等の改善

### ② 介護職員等特定処遇改善加算

■対象：事業所が①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員③その他の職種に配分

■算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。

- ☑ 処遇改善加算（I）～（III）のいずれかを取得していること
- ☑ 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ☑ 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

### ③ 介護職員等ベースアップ等支援加算

■対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

■算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。

- ☑ 処遇改善加算（I）～（III）のいずれかを取得していること
- ☑ 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等（※）に使用することを要件とする。

※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

以上から当法人では以下を実施します。

○**処遇改善加算（I）の取得**

○**職場環境の取組**

**入職促進に向けた取組**

- ・事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築

**資質の向上やキャリアアップに向けた支援**

・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

**両立支援・多様な働き方の推進**

・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に則した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

**腰痛を含む心身の健康管理**

・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

**生産性向上のための業務改善の取組**

・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

**やりがい・働きがいの醸成**

・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

○**賃金改善の取組**

- ・定期昇給の実施
- ・時給増
- ・各種手当の増額、創設
- ・勤続10年以上の介護福祉士に特定処遇改善手当の支給
- ・すべての正規職員及び再任職員に処遇改善支援金の支給 等